

下級裁判所裁判官指名諮問委員会仙台地域委員会

(令和2年度第4回) 議事要旨

第1 日時

令和3年3月3日(水) 午後1時30分(午後1時50分閉会)

第2 場所

仙台高等裁判所第1会議室

第3 出席者

(委員) 館内比佐志(委員長)・大淵憲一・官澤里美・成瀬幸典・森本和明

(庶務) 熊谷仙台高裁総務課長・押井仙台高裁総務課課長補佐

(説明者) 宮田仙台高裁事務局長

第4 議題

- 1 委員長の選任
- 2 委員長代理の指名
- 3 下級裁判所裁判官指名諮問委員会の審議結果等の報告
- 4 令和3年下半期の裁判官指名候補者の情報収集について
- 5 次回の予定について

第5 議事

- 1 委員長の選任
委員の互選により、館内委員が委員長に選任された。
- 2 委員長代理の指名
委員長代理として成瀬委員が指名された。

3 下級裁判所裁判官指名諮問委員会の審議結果等の報告

庶務から次の各期日の審議結果の概要が報告された。

- (1) 令和2年12月4日
- (2) 令和3年2月19日

4 令和3年下半期の裁判官指名候補者の情報収集について

(1) 情報受付の周知依頼について

審議の結果、令和3年2月24日付け下級裁判所裁判官指名諮問委員会委員長通知に従って、別紙1及び別紙2の依頼文書により、対応する検察庁及び弁護士会に対して、情報収集の受付期限を令和3年5月17日までとして情報受付の周知依頼をすることとされた。

なお、委員の一人からは、指名候補者の所属裁判所に対応する検察庁、弁護士会だけでなく、仙台高裁管内のその他の検察庁、弁護士会についても周知依頼を行うのがよいとの意見が出されたが、周知依頼を行う範囲を所属裁判所に対応する検察庁、弁護士会とする取扱いは、これまでの議論を経て全国的な取扱いとして定着していることや所属裁判所に対応する検察官、弁護士が最も多く当該裁判所の事件を取り扱うと考えられることを考慮し、上記のとおり情報受付の周知依頼を行うこととされた。

(2) 提供された情報の扱いについて

情報受付の周知依頼に基づき、当委員会に情報が提供された場合は、従前どおり、その都度、庶務において各委員に連絡し、各委員は、来庁して提供された情報を閲覧することとされた。

第6 次回の予定について

令和3年6月7日（月）午前11時

(別紙1)

令和3年3月●●日

(検察庁宛て) 殿

下級裁判所裁判官指名諮問委員会

仙台地域委員会地域委員長 ● ● ● ●

裁判官指名候補者に関する情報受付の周知について (依頼)

令和3年下半期(令和3年10月から令和4年1月まで)の再任(判事任命)を希望する者のうち、当地域委員会が貴庁に名簿を提供して情報受付の周知を依頼することとされた者(以下「指名候補者」という。)は、別添「裁判官指名候補者名簿」のとおりです。

については、貴庁所属の検察官に対し、指名候補者を裁判官として指名することの適否に関して情報を有する場合には、下記の方法により当委員会が受け付ける旨を周知していただきますようお願いいたします。

記

1 情報の受付期間

令和3年5月17日(月)まで(ただし、この期間後であっても、特段の情報がある場合には受け付ける。)

2 情報の受付方法

指名候補者の指名の適否に関する情報(具体的な事実)並びに情報提供者の氏名及び所属を記載した書面を、各個人から直接、当委員会の庶務を担当する仙台高等裁判所事務局総務課長に対し郵送(親展表示、「地域委員会関係」と朱書きする。)又は持参する方法による(※)。

3 情報収集における留意事項

- (1) 特段の情報がある場合を除き、情報の提出期限は確実に遵守されるよう御配慮をお願いしたい。
- (2) 裁判官の職権の独立に対する影響、プライバシーへの配慮、適格性に疑義が生じない情報を広く収集するという観点に照らすと、検察庁として所属する検察官からの情報を取りまとめることは相当ではないので、所属の検察官からの情報提供は、各検察官から直接、当地域委員会宛てに行っていただくよう御配慮をお願いしたい。

※情報の提出先

郵便番号 980-8638

仙台市青葉区片平1丁目6番1号

仙台高等裁判所事務局総務課内

仙台地域委員会庶務担当

(別紙2)

令和3年3月●●日

(弁護士会宛て) 殿

下級裁判所裁判官指名諮問委員会

仙台地域委員会地域委員長 ● ● ● ●

裁判官指名候補者に関する情報受付の周知について (依頼)

令和3年下半期(令和3年10月から令和4年1月まで)の再任(判事任命)を希望する者のうち、当地域委員会が貴会に名簿を提供して情報受付の周知を依頼することとされた者(以下「指名候補者」という。)は、別添「裁判官指名候補者名簿」のとおりです。

ついては、貴会所属の弁護士に対し、指名候補者を裁判官として指名することの適否に関して情報を有する場合には、下記の方法により当委員会が受け付ける旨を周知していただきますようお願いいたします。

記

1 情報の受付期間

令和3年5月17日(月)まで(ただし、この期間後であっても、特段の情報がある場合には受け付ける。)

2 情報の受付方法

指名候補者の指名の適否に関する情報(具体的な事実)並びに情報提供者の氏名及び所属を記載した書面を、各個人から直接、当委員会の庶務を担当する仙台高等裁判所事務局総務課長に対し郵送(親展表示、「地域委員会関係」と朱書きする。)又は持参する方法による(※)。

3 情報収集における留意事項

- (1) 特段の情報がある場合を除き、情報の提出期限は確実に遵守されるよう御配慮をお願いしたい。
- (2) 裁判官の職権の独立に対する影響、プライバシーへの配慮、適格性に疑義が生じない情報を広く収集するという観点に照らすと、所属する会員からの情報提供は、各弁護士から直接、当地域委員会宛てに具体的内容をもって行っていただくよう御配慮をお願いしたい。

なお、今般、下級裁判所裁判官指名諮問委員会から、弁護士会として所属する弁護士からの情報を取りまとめることや段階評価式アンケートによる情報収集は相当ではないという同委員会の考え方の周知をこれまで以上に徹底し、制度についての理解を深めるための方策を執っていただきたいとの要請があったので、併せて御配慮をお願いしたい。

※情報の提出先

郵便番号 980-8638

仙台市青葉区片平1丁目6番1号

仙台高等裁判所事務局総務課内

仙台地域委員会庶務担当